

# 山梨県公報

号外第五十五号

平成二十五年

八月二十九日

木曜日

## 目次

### 規則

- 山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………一
- 山梨県庁舎等管理規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則……………二

## 規則

### 山梨県規則第三十一号

山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

山梨県知事 横内 正 明

山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第二十二号)の施行期日は、平成二十五年九月二日とする。

### 山梨県規則第三十二号

山梨県庁舎等管理規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

山梨県知事 横内 正 明

山梨県庁舎等管理規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県庁舎等管理規則の一部改正)

第一条 山梨県庁舎等管理規則(昭和四十一年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「東別館、西別館」を「西別館、防災新館」に、「付属物」を「附属物」に改める。

第三条中「及び別館の出先機関」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、県庁舎の防災新館のうち警察の用に供する部分として知事が定める部分の管理は、警察本部長が行い、総務本部長が総括する。この場合において、警察本部長は、当該部分の全部又は一部の管理をその指定する職員に行わせることができる。

第九条第一項中「庁舎等」を「庁舎等(県庁舎の防災新館のうち県庁舎地下駐車場に係る部分を除く。以下この項及び第十一条第一項第六号において同じ。)」に改める。

第十二条中「休日」を「県の休日」に、「うえ」を「上」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「(県庁舎の西別館を除く。)」を削り、「出入口」の下に「(県庁舎の西別館の出入口及び県庁舎の防災新館の一階の出入口を除く。)」を、「する日」の下に「(第四項及び次条において「県の休日」という。)」を加え、同項の

表中

県庁舎の東別館 正面出入口	午前八時	午後五時四十五分
------------------	------	----------

県庁舎の防災新館 正面出入口	午前八時	午後五時四十分
県庁舎の防災新館 北二階通用口	午前六時	午後十二時

五分	に、	正門	午前八時	午後
----	----	----	------	----

六時	を	正門	午前八時
----	---	----	------

午後九時三十分

に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十二条とす

3 県庁舎の防災新館の一階の出入口に係る開閉の時刻は、特別の場合を除き、次の表のとおりとする。

出入口等の別	開扉時刻	閉扉時刻
県庁舎の防災新館		
西一階出入口	午前九時	午後九時
南一階出入口		
西一階通用口		

4 県の休日における正門の開閉の時刻は、特別の場合を除き、次の表のとおりとする。

開扉時刻	閉扉時刻
午前九時	午後九時

第十条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同項第六号中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

七 前条第一項の規定に違反して県庁舎地下駐車場の一時使用をした者  
 第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(県庁舎地下駐車場の一時使用の許可)

第十条 県庁舎地下駐車場の一時使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、駐車券の交付があつたときに行われたものとする。  
 3 第八条第四項及び第五項の規定は、第一項の許可及びその取消しについて準用する。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように

改正する。

別表第二の三の表管財課の項第五号5中「第八条第四項(第九条第三項)を「第八条第五項(第九条第四項及び第十条第三項)に改め、同号7中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号8中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同号9中「第十二条」を「第十三条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年九月二十四日から施行する。ただし、次項の規定は、同月二日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県庁舎等管理規則第九条第一項の規定による県庁舎の防災新館の一時使用(一時使用する日がこの規則の施行の日以後の日であるものに限る。)の許可は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

山梨県規則第三十三号

山梨県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

(山梨県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二百七十四号の四を次のように改める。

- 二百七十四の四 犬又は猫引取り手数料
- 別表第二百七十四号の八から第二百七十四号の十までを次のように改める。
- 二百七十四の八 第一種動物取扱業登録申請手数料
- 二百七十四の九 第一種動物取扱業登録更新申請手数料
- 二百七十四の十 第一種動物取扱業登録証再交付申請手数料

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表衛生業務課の項第三十八号4中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号5中「第十三条第二項」の下に「及び第十四条第四項」を加え、

同号25を同号28とし、同号24中「第三十五条第三項」を「第三十五条第五項」に改め、同号24を同号27とし、同号23中「第三十五条第三項」を「第三十五条第五項」に、「24」を「27」に改め、同号23を同号26とし、同号22中「第三十五条第一項（同条第二項）」を「第三十五条第二項（同条第三項）」に改め、同号中22を25とし、21を23とし、23の次に次のように加える。

24	第三十五条第一項ただし書の規定による引取りの拒否			○	保健所長
----	--------------------------	--	--	---	------

別表第二の四の表衛生業務課の項第三十八号中20を22とし、17から19までを19から21までとし、同号16中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同号中16を18とし、15を16とし、16の次に次のように加える。

17	第二十五条第三項の規定による措置命令及び勧告			○	保健所長
----	------------------------	--	--	---	------

別表第二の四の表衛生業務課の項第三十八号14を同号15とし、同号13中「第二十四条第一項」の下に「（第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、同号13を同号14とし、同号12中「第二十三条第三項」の下に「（第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、同号中12を13とし、11を12とし、同号10中「第二十三条第一項」の下に「（第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、同号10を同号11とし、同号9の次に次のように加える。

10	第二十二条の六第三項の規定による検案書及び死亡診断書の提出命令			○	保健所長
----	---------------------------------	--	--	---	------

別表第二の四の表衛生業務課の項第五十一号中「ねこ」を「猫」に改め、同項第十二号4及び5中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

（山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

**第三条** 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十五年山梨県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供するた  
めの犬又は猫を飼養する者

第六条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条中「法」を「動物の愛護及び管理

に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）」に、「第二項」を「第三項」に、「及びねこ」を「又は猫」に、「犬又はねこの引取り依頼書」を「犬又は猫の引取り依頼書」に改める。

第四号様式中「犬又はねこの引取り依頼書」を「犬又は猫の引取り依頼書」に、「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこの引取りを」を「猫の引取りを」に、「ねこに」を「猫に」に、「ねこの別」を「猫の別」に、「ねこを」を「猫を」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番